

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則六 七五）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の項職の欄中「二十一世紀館長」を「二十一世紀館長
保健福祉部副部長（知事が指定

する者に限る。）」「に、「部等の副部長」を「部等の副部長（保健福祉部副部長（区分が
一種である者に限る。）を除く。）」に改め、同表教育委員会の項職の欄中「政策調査幹
」を「政策調査幹
企画幹」に改める。

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。